

所 信

平成 20 年 9 月 18 日
全 国 証 券 大 会

我が国経済は、幾度かの停滞を経験しつつも平成 14 年初めから徐々に回復を続けてきたが、昨年来の原油・原材料価格の高騰や為替相場の変動、米国における金融・資本市場の不安定な状況及び経済減速が進展する中、今年に入りその回復は足踏み状態となっている。

こうした中、経済の安定成長を持続しつつ、少子・高齢社会のもとでも、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、今後の日本経済の最重要課題である。そのためには、経済の重要なインフラであり、新規産業をはじめとする企業への適切な資金供給及び個人等の金融資産の適切な投資機会の提供を担う証券市場を、活力があり公正で透明性が高く、信頼できる市場として整備・確立することが急務となっている。

我々は、こうした認識のもと、引き続き、多くの国民が安心して投資を行うことのできる市場の確立を目指し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとしていくため、以下に掲げる具体的方策の実現・実施に全力で取り組んで参る所存である。

関係各位におかれても、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

I. 躍動感に満ちた活力のある証券市場の基盤整備

1. 国民の豊かな生活と市場活性化のための取組

国民の豊かな生活と活力のある証券市場を確立するため、中長期的視点に立脚して個人の資産形成に資する投資促進策及び関連する金融証券税制、投資者からの信頼を回復するための新興市場の活性化策などの諸施策の検討を行い、早期に成案を得る。また、平成 21 年及び 22 年の間、上場株式・公募株式投資信託等の配当・譲渡益等について、上限なしに 10% 課税とし確定申告を不要とする簡素な税制、老後に備えた資産形成を後押しする税制、現物取引とデリバティブ取引との損益通算などをはじめとする金融所得課税の一体化の対象範囲の拡大、配当の二重課税の排除の徹底など、金融証券税制の改革に全力を挙げて取り組む。加えて、行政との対話の促進を図るとともに、コンプライアンス・コストに配慮した規制のあり方の検討及び海外での日本市場のプロモーション活動に積極的に取り組む。併せて金融・証券知識の普及・啓発の推

進による投資者の裾野の拡大及び「金融経済教育」を推進する。

一方、E T F や外国株式等の多様な上場商品の提供及びプロ向け市場の創設並びに証券投資信託や不動産投資信託等の投資商品の開発を通じて投資者により一層魅力ある投資機会の提供に努めるとともに、投資信託目論見書等を投資者により分かり易いものとするよう積極的に取り組む。

２． 株券電子化の円滑かつ着実な実施に向けた取組

我が国では、これまでに、CP、国債、社債、投資信託等が順次電子化されてきており、平成 21 年 1 月に実施が予定されている上場株券等の電子化により、証券決済制度改革は大きな区切りを迎える。この上場株券等の電子化が円滑かつ着実に行われるため、証券保管振替機構及び証券会社では、電子化のためのシステム整備に万全を期して取り組む。また、証券会社においては、電子化前における現物株券及び担保株券の証券保管振替機構への預託手続きに適切に対応するとともに電子化に伴う新たな株主対応実務・振替実務のための社内体制の整備・充実に全力を挙げて取り組む。

併せて、株券電子化の実施日及び実施日前後における留意事項等について、株主及び投資者、発行会社等への周知・広報活動を積極的に推進する。

３． 効率的で信頼性の高い市場基盤の整備に向けた取組

証券市場・証券取引からの反社会的勢力等の排除の徹底を図るため、現在、全都道府県に「証券警察連絡協議会」を設置し警察当局と緊密な連携を図っているところであり、今後は、証券版「不当要求情報管理機関」の設置に向けて、具体的検討を進める。

併せて、インサイダー取引の未然防止のための「内部者情報システム」の稼動に向けた取組、金融・資本市場統計情報総合データベースの構築、今後の証券界共通のシステム課題や証券界における社会貢献活動のあり方などについて、全力を挙げて取り組む。

Ⅱ． 公正で透明性が高く、信頼できる証券市場の確立

１． 公正かつ投資者から高い信頼が得られる市場等の枠組みの強化への取組

「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするためには、公正

で透明な証券市場を確立し、投資者の信頼の維持・向上を図ることが不可欠である。このため、ベター・レギュレーションの考え方や米英における実績を参考としつつ、「証券市場における不適切行為等の早期発見・対応」に向けた取組を推進する。また、証券化商品の原資産の追跡可能性（Traceability）に係る社内態勢の構築に向けて、自主規制の整備を行う。

併せて、悪質な法令違反行為等を行った証券会社・金融機関・運用会社に対する処分の厳格化を図るため、早急に必要な自主規制の整備を行う。

２． 横断的かつ柔軟な自主規制機能の拡充・強化への取組

自主規制機関は、金融商品取引法をはじめとする関係法令のもと、環境の変化に迅速に対応してその機能を適切に発揮することが、より一層求められている。

このため、倫理規範（倫理コード）の適切な運用及び自主規制規則の不断の整備に取り組むとともに、証券会社・金融機関・運用会社における適切な内部管理態勢の整備、リスクベース・アプローチによる効果的・効率的な監査の実施、引受審査態勢等の整備・強化の状況に関する点検などに積極的に取り組む。

３． 苦情・あっせん制度の整備に向けた取組み

証券界では、証券業協会の証券あっせん・相談センターが、いわゆるADR法に基づく法務大臣の認証を受けたところであり、引き続き、投資者がより身近で安心して同センターを利用できるよう、あっせんの開催場所を全都道府県へ拡充することで利便性の向上を図る。併せて、横断的な苦情・あっせん業務のあり方について早急に検討を行う。